

第5章 子ども・子育て支援施策

1 産後の休業及び育児休業後における保育園等の円滑な利用の確保

0歳児の子どもの保護者が、保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況が見られています。そのため、小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育園等に入園できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行っていくことが求められています。

本市では、保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、一斉申込みの時に4月入園の方のみでなく、年度途中の入園申し込みも受け付けています。また、ホームページで保育園等の情報提供の推進に努めます。

事業名	事業内容	課名
育児休業明けの円滑な利用	毎年、11月に翌年度の保育園等の一斉申込みを実施していますが、年度途中の入園申し込みも受け付けます。	こども課
情報提供の推進	常滑市役所のホームページ等で私立の保育園等も含めた情報を随時掲載します。	こども課
コーディネート事業	専門の子育て支援員が、子育て家庭のニーズにあわせて、様々な子育て支援についての情報提供、相談・サポートを行います。	こども課

2 子ども・子育てに関する支援

(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援と相談体制の充実

本市では、子育て世代包括支援センター機能を、保健センターと子育て総合支援センターが連携し、「妊娠・出産・子育てつながる支援事業」として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことで、子育てに対する不安の解消を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めていきます。

事業名	事業内容	課名
マタニティ・おっぱい相談	妊娠中の生活のこと、母乳等について助産師による相談を実施します。	健康推進課
母乳相談等助成事業	医療機関や助産院で母乳マッサージや授乳の相談をする際の費用を一部助成します。	健康推進課
産後ケア事業	出産後間もないお母さんと赤ちゃんの生活リズムをつくるために、助産院に宿泊または日帰りで、助産師による母と子のケアや乳房マッサージ、授乳指導、育児相談等が受けられる、産後ケア事業を実施します。	健康推進課
コーディネート事業 (再掲)	専門の子育て支援員が、子育て家庭のニーズにあわせて、様々な子育て支援についての情報提供、相談・サポートを行います。	こども課

(2) 児童虐待防止対策等の充実

児童虐待の早期発見・早期対応のため、保育園や幼稚園、認定こども園、学校などと連携し、相談・対応の充実を図り、地域における子育て支援のネットワーク化を進めていきます。また、関係機関とのネットワークを確立し、児童虐待の発生予防から早期発見・保護・アフターケアに至る総合的な支援を進めます。

本市では、相談指導事業として、保健師や家庭児童相談員などの専門職員が相談に応じる体制を整えています。また、ネットワーク事業として、要保護（支援）児童の早期発見及び適切な保護を図るため、「常滑市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報の共有化を進めています。

事業名	事業内容	課名
子ども家庭支援拠点	こども課内に専任の子ども家庭支援員と虐待対応専門員を配置し、児童虐待の防止と対応を強化していきます。	こども課
ネットワーク事業	要保護（支援）児童の早期発見及び適切な保護を図るため、「常滑市要保護児童対策地域協議会」を設置し、毎月、実務者会議を開催します。また、緊急な対応が必要な時には個別ケース検討会議を開催します。	こども課
相談指導事業	こども課と子育て総合支援センターに、専任の家庭児童相談員を配置し、関係機関と連携をとり、状況把握及び必要な助言を行います。	こども課
	DV被害者のための専門相談員による相談を実施します。	福祉課
	保健師が育児不安等必要に応じて電話や面接にて相談に応じます。その他必要な機関と連携を図り支援します。	健康推進課
児童虐待防止に関する啓発	虐待を発見した場合の通報義務や児童虐待防止に関する啓発を行い、虐待の早期発見・早期対応につなげます	こども課

(3) 子どもの貧困対策の推進

ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が自立し、安定した生活が送れるよう、国や県と連携しながら、子育てをはじめ、生活、就業、経済面等、総合的な支援に努め、自立に向けた制度の充実を図ります。

本市では、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のために支給する児童扶養手当に加え、市単独制度による常滑市遺児手当を支給しています。また、その他手当等の事業についても継続して実施し、経済的支援を行うとともに、子どもの就学を支援し、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、防止に向けた取り組みを進めます。

事業名	事業内容	課名
児童扶養手当支給	母子家庭・父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため児童扶養手当を支給します。	こども課
常滑市遺児手当支給	常滑市では、児童が心身ともに健やかに成長するように母子家庭・父子家庭等に対して、児童扶養手当に加え、市単独制度による常滑市遺児手当を支給します。	こども課
母子・父子家庭医療費支給事業	県の補助事業及び市の単独事業とし、保健の向上、福祉の増進、生活の安定を図ることを目的として、医療費の一部を助成します。	保険年金課
ひとり親相談支援	母子・父子自立支援員が離婚、離婚後の生活設計、母子・父子家庭の手当、支援策などについて相談に応じます。	こども課
母子・父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の生活の安定化を図るため、「自立支援教育訓練給付金」、「高等職業訓練促進給付金」を支給します。	こども課
母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等の自立を促進するため、一時的に生活援助等が必要な場合に家庭生活支援員を派遣します。	こども課
児童育成クラブ保育料の減免	ひとり親家庭における児童育成クラブの保育料の減免をします。	こども課
就学援助	生活困窮世帯に小・中学校の給食費や学用品費など学校に必要な費用を援助します。	学校教育課
学習支援	経済的理由など、学習の機会を確保することが困難な家庭の小中学生の学習支援を行います。常滑市では、社会福祉協議会に事業委託して実施します。	福祉課

(4) 障がい児施策の充実

全ての人々が普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい児の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児やその親を温かく見守る環境づくりを進めます。

児童発達支援センターについては、本市では、すでに1か所整備していますが、身体に障がいのある児童の受け入れ体制が整っていないため、施設整備をするとともに、サービスの充実を図り、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指します。

また、保育園等に入園する前の幼児で言葉や発達の遅れなど、育児不安などをもつ母親と子どもに対し『親子育児教室事業』を実施しています。保健師、家庭児童相談員、児童発達支援センターちよがおか職員、保育士、発達相談員が指導にあたり、職員の助言や他の親子との関わりを通じて、自分の子どもの発達を理解します。

事業名	事業内容	課名
障害児手当の支給	障がい児に対して、各種手当を支給します。 ・常滑市心身障害者手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当	福祉課 こども課
障害児福祉サービス	障がいのある児童が、在宅生活支援サービスが利用できるように、ホームヘルプやショートステイ、地域生活支援事業の日中一時支援などの利用決定を行います。 また、療育や訓練などを受けることで円滑な地域生活や集団生活が行えるように、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用決定を行います。	福祉課 こども課
親子育児教室事業	保育園等に入園する前の幼児（1歳6ヶ月健診後）で言葉に遅れや発達に遅れなど、育児不安などをもつ親と子どもに対して、保健師や保育士などが『親子育児教室事業』を実施します。	健康推進課 こども課
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を知多圏域内に設置します。	福祉課 こども課

(5) 児童の健全育成の環境づくり

児童の健全育成は、遊びを通じた仲間意識の形成や児童の社会性の発達に大きな影響があります。今後も多くの児童が地域の中で自由に遊び、安全に過ごす環境の整備を行っていきます。

事業名	事業内容	課名
児童館事業	児童に健全な遊びを与え、健康の増進や情操を豊かにするため、市内に児童館を設置していますが、利用者は児童育成クラブの児童が多数を占めています。今後、児童館で行っている児童育成クラブを小学校内に移行し、また移行に合わせて統廃合を検討していきます。	こども課
子ども会育成事業	児童の健全育成に努めている子ども会及び子ども会連絡協議会へ補助金を支給し、活動を援助します。	こども課
子ども文化教室	小学生・中学生を対象に、公民館などで陶芸・自然・英会話・遊びなど青少年の関心や興味のある内容の文化活動を体験して、自己の向上に努めます。	生涯学習 スポーツ課
わくわく体験教室	小学生・中学生～概ね20歳を対象に青少年の関心や興味のある体験を通して、自己の向上に努めていくきっかけとし、さらには自主的・主体的な活動を支援します。	生涯学習 スポーツ課
夏休みボランティア体験スクール	中学生・高校生を対象とし、夏休みを利用して、ボランティア活動を体験することにより、お年寄りや障がいのある人に対する理解を深め、福祉についての関心を高める事業を実施します。	生涯学習 スポーツ課
たんぽぽ広場・えほんであそぼ！	就学前の子どもとその保護者を対象に、子育てネットワークワーカー等が公民館などで絵本の読み聞かせや手遊びなどを行います。	生涯学習 スポーツ課
家庭教育学級（幼児期） 家庭教育セミナー（思春期）	幼児期・思春期の子どもを持った家族や家庭教育に関心のある人を対象に、公民館などで講座・教室を実施します。	生涯学習 スポーツ課

3 仕事と子育ての両立支援

(1) 男女の働き方の見直しと多様な働き方の実現

仕事と家庭の両立を図るため、男性の育児参加への理解や職場や地域社会に対して、育児休業制度、再雇用制度などの普及を啓発・促進し、意識改革の情報提供に努めていきます。

事業名	事業内容	課名
男女共同参画プランの推進	男女共同参画社会の実現に向けて策定した計画を基に、男女の自立と平等意識の啓発、男女共同参画の情報提供・啓発、行政における推進体制の確立、民間推進団体への支援などを行います。	安全協働課
育児休業制度の普及促進	「子育てに関する休暇制度一覧」を作成し、育児休業制度の普及を図り、行政機関が率先して休暇の取りやすい職場環境の整備をします。	職員課
	母子手帳交付時に、制度のPR・普及を図ります。	健康推進課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

子育て中の男女が職場生活と家庭生活を両立できるように、多様な保育サービスの充実や働き続けられる環境整備を推進します。

事業名	事業内容	課名
病児・病後児保育事業	病気やけがのため家庭で保育できない児童を、小児科医の管理の下に保育士、看護師がいる施設で預かり、保護者の子育てや就労の両立支援を図っています。常滑市では医療法人瀧田医院の「タキタキッズプラザ」に事業委託し実施します。	こども課
時間外保育事業	保育園7園、認定こども園3園、小規模保育事業所4園の計14園で18時以降の延長保育を実施します。	こども課
保育園での一時保育	一時的に家庭での保育ができない児童を、一定期間、緊急・一時的に保護者に代わって、保育園等で1か月につき14日以内で保育します。本市では、保育園5園、認定こども園3園の計8園で実施します。	こども課
児童育成クラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、本市では全ての小学校区で実施します。	こども課